

医師確保対策室規則の一部を改正する規則・規程をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也
岩手県医療局長 法 貴 敬

岩 手 県 規 則
岩手県医療局管理規程 第 1 号

医師確保対策室規則の一部を改正する規則・規程
医師確保対策室規則（平成 18 年 岩 手 県 規 則 第 1 号）の一部を次のように改正する。
岩手県医療局管理規程

改正前			改正後		
(代決) 第11条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁権者の区分に従い、第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。			(代決) 第11条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁権者の区分に従い、第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。		
	代決権者			代決権者	
決裁権者	第1順位者	第2順位者	決裁権者	第1順位者	第2順位者
[略]			[略]		
医師確保対策監	室長があらかじめ指定する <u>吏員</u>		医師確保対策監	室長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則・規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。